



木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工）耐震化の勧め！！

東日本大震災・熊本地震・能登半島地震など地震災害が頻発しています。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は地震に弱く、倒壊などの危険があります。池田町の該当する木造住宅で耐震化された住宅は50%程度のため、対策が求められます。

3月議会の一般質問でも取り上げましたが、町・県の補助金及び低コスト改修工法を利用すれば該当する木造住宅の耐震化は「本人負担なし」、または、「安価」で行うことができます。令和7年度は耐震化を行う絶好のチャンスです。但し、町予算の枠に限りがあるため、年度の途中で補助金申請受付が終了することもありますので、事前に役場に問い合わせてください。

1. 耐震化工事補助金申請の流れ

- ①町建設水道課建設係（☎ 62-3130）に連絡、木造住宅の精密耐震診断を依頼する（無料）。
- ②精密耐震診断の結果、「倒壊する可能性あり」と診断された場合、耐震改修補助金の対象になるので町・県に補助金交付申請書を提出したのち、施工業者に耐震化工事を依頼する。
- ③耐震化工事終了後、町・県に実績報告書を提出し、認められれば補助金が振り込まれる。

2. 町・県の耐震化工事の補助金

- ①町補助金：耐震改修費用の4/5 補助（補助限度額 115万円）
- ②県補助金：令和7年度は上限 50万円まで上乗せ補助



補助金最大
165万円



3. 低コスト改修方法とは

愛知県や名古屋工業大学が開発した工法。外部から補強材を取り付けるなど、内・外装材の撤去を極力少なくすることでコストの削減を図りながら、耐震性能を向上させる工法。従来の工法に比べ、工事費は2/3から半分ほどで済む事例が多いと言われている。



4. 上記2.、3. を利用した場合の改修費用（自己負担額）の例

- ①木造住宅一軒屋の耐震改修費用は通常150万円前後と言われている。改修工事費(A)165万円とすれば、町補助金(C)は、160万円×4/5=132万円となるが、補助金上限額は115万円なので、町補助額は165万円となり、工事申請者の自己負担額は0円となる。即ち低コスト改修方法で工事しなくても、165万円までの工事費であれば、申請することで自己負担なしに工事できる。

表 低コスト改修方法及び町・県補助金を用いた木造住宅耐震改修の自己負担額						
(上から補助金のみ利用及び低コスト改修方法も併せ利用した場合の負担額) 単位：万円						
A	B	C	D	E	F	G
耐震工事費	低コスト法 A×2/3	町補助金① A・B×4/5	町補助金② 上限115万	県補助金 上限50万	補助金総計 D+E	改修申請者 自己負担額
150		120	115	35	150	0
165		132	115	50	165	0
248	165	132	115	50	165	0
300	200	160	115	50	165	35

- ②低コスト改修方法（従来工法工事費の2/3）と町・県の改修補助金を利用すれば、工事費248万円までなら、自己負担額は0円となる。

なお、町は町補助金を直接、施工業者に支給する「代理受領制度」を近く始めるとしています。そうなれば、事前の自己資金はより少額で工事可能となります。